飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二十五
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	二十五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二十四
公衆浴場用のもの	十九
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二十四
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	
事務所用のもの及び左記以外のもの	二十二
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	十九
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	十九
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	十九
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	十七
公衆浴場用のもの	十五
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	十七
木造又は合成樹脂造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二十四
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二十二
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二十
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	十七
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	十七
公衆浴場用のもの	十二
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	十五
木骨モルタル造のもの	
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二十二
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二十
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	十九
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	十五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	十五
公衆浴場用のもの	十一
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	十四
簡易建物	
木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	十
堀立造のもの及び仮設のもの	七